



国民健康保険税

病気やけがの医療費に充てられる大切な財源です

納税通知書は、7月15日に国保加入者世帯の世帯主に発送しますので、納期限内に納めましょう。

※税額算出や納付方法などは、納税通知書でご確認ください。

■年金から特別徴収される保険税を口座振替に変更できます

特別徴収の方は、年金から天引きする特別徴収から口座振替による普通徴収に、納付方法を変更できます。

※納付書による普通徴収には変更できません。納付方法の変更は2か月以上かかり、7月中旬に申請すると、10月年金支給分の特別徴収を停止し、10月から口座振替を開始します。詳しい手続きの方法は、広報さんむ3月号8頁をご覧ください。

■倒産などで職を失った失業者への軽減制度

倒産・解雇・雇い止めなどで職を失った失業者で雇用保険受給資格者証をお持ちの方は、申請により保険税の軽減を受けられます。

軽減は、離職日の翌日から翌年度末まで、前年の給与所得を100分の30とみなして保険税を算定します。対象者は、雇用保険受給資格者

証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34で求職者給付（基本手当等）を受ける方です。短期雇用特例被保険者や65歳到達日以後に離職された方は対象となりません。

※軽減を受けるには、雇用保険受給資格者証と印鑑が必要です。

☎ 課税課市民税係 (80)1281

後期高齢者医療制度

保険証の更新と保険料の額が決定します

■保険証の更新

8月からお使いいただく保険証は7月中旬以降順次、簡易書留郵便で発送します。

■保険証の負担割合

保険証に記載されている医療機関の窓口で負担いただく割合には「3割」と「1割」の2種類あります。「3割」の方で次の要件のどちらかに該当する場合は、申請後「1割」に変更となります。手続きなどの詳細については、市役所市民課高齢者医療年金係までお問い合わせください。

1. 世帯に被保険者が1人で、前年の収入が383万円未満の場合
2. 世帯に被保険者を含め70歳以上の方が複数いる場合、その方々の前年の収入の合計が、

520万円未満の場合

■保険料額の決定

平成23年度の後期高齢者医療保険料は郵送で各被保険者にお知らせします。保険料のお支払い方法（年金天引き・窓口納付・口座振替）により通知内容などが異なりますので、ご確認ください。

後期高齢者医療制度は75歳以上（申請により一定の障がいのある方は65歳以上）の方が加入する健康保険制度です。この制度では、加入者一人ひとりが保険料を負担していただきます。負担いただいた保険料は、医療費の一部として使われる大切な財源です。必ず納付しましょう。

☎ 市民課高齢者医療年金係 (80)1142

■介護保険

介護保険は、被保険者の皆さんが保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに費用の一部を支払い、介護サービスを利用する仕組みです。

介護が必要となった人を、みんなで支えます

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の基準額は、介護サービスに必要な費用や65歳以上の方の人口の見込みなどを基に、3年（平

成21〜23年度を単位として算定します。

※詳細は、7月中旬に送付の納入通知書に同封するお知らせをご覧ください。

☎ 高齢者福祉課介護保険係 (80)4798373

結婚50周年を迎えるご夫婦の長寿をお祝いします

該当される方は、申請してください。婚姻日と本籍地の確認をします。

手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・本籍が山武市にない方は戸籍の全部事項証明書（謄本）

申請期限 8月24日(水)

申請先 高齢者福祉課高齢者福祉係、成東保健福祉センター、山武出張所、蓮沼出張所

対象者

平成23年9月1日現在で3か月以上市内にお住まいで、昭和35年9月2日から昭和36年9月1日にご結婚されたご夫婦

祝金 5,000円

※9月中旬から各戸配布します。

☎ 高齢者福祉課高齢者福祉係 (80)4798390